

レノボ・パーツ販売規約

お客様とレノボ・ジャパン合同会社（以下「Lenovo」とします）との関係の基盤として、お客様とのすべての取引は、日本国の民法および商取引関連法令を前提として本規約の各規定が適用されるものとします。お客様は、「製品」をLenovoに注文することにより、本規約を承諾し、本規約が適用されることに同意したものとみなされます。

1. 定義

「製品」とは、本規約に従いLenovoがお客様に提供するLenovo製品用のパーツをいいます。新品または再生品の場合もありますが、正常に動作し少なくとも元の製品と機能が同等のものとなります。

2. 契約の成立、支払い

2.1 お客様が本規約に同意したうえでご注文いただいた製品の売買契約は、第2.4項各号に定める時点をもって、お客様とLenovoとの間に成立します。ご注文手続き完了後にLenovoからお客様に送信されるご注文の確認およびご注文番号の確認等のメールは、ご注文に対するLenovoの承諾および売買契約の成立を証するものではありません。ただし、製品の価格、仕様等の表示に、誤りや記述漏れ等があった場合、在庫状況等により製品を出荷できない場合、または日本国外のお客様から注文があった場合には、お取引をキャンセルさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

2.2 お客様は、Lenovoが提供のお支払方法（クレジットカード、銀行振込など、ご注文時点で利用可能な方法）のうち一つを選択し、本規約に定める支払条件に従って製品代金および手数料、送料（いずれも消費税を含む）（以下総称して「代金」とします）を支払うものとします。両当事者により明示的に合意された場合を除き、価格割引、供給数量コミットメント、供給期間コミットメント、プロモーションは一切適用されません。

2.3 Lenovoの提供する価格情報に誤りがあった場合、Lenovoは、お客様からの注文（クレジットカードまたは銀行振込で支払いを受けた場合も含む）をキャンセルすることができます。この場合、Lenovoは該当する製品代金をお客様口座に速やかに返金し、お客様のクレジットカードに製品代金がすでに請求されている場合、速やかにお客様のクレジットカード口座に返金手続きを行います。

2.4 お客様は、次のいずれかの方法でLenovoに代金を現金（日本円）にて支払うものとします。

(1) クレジットカードによる前払いでお支払いいただく場合

お客様のご注文手続き完了後、お客様によるクレジットご利用のお申込みを承諾した旨の通知をクレジットカード会社からLenovoが受領した時点をもって、ご注文いただいた製品の売買契約が成立します。

なお、クレジットカード会社による審査の結果*1、クレジットカード会社がお客様によるクレジットご利用のお申込みを拒否した場合、Lenovoは、かかるクレジットカードご利用によるご注文をお断りさせていただきます。

*1 クレジットカード不正利用防止のため、必要に応じて審査を行っております。審査が必要とされた場合、当該審査に一定の時間を要するため、売買契約の成立および生産・出荷が遅れる場合がございます。また、当該審査の結果によっては、ご注文をお断りする場合がございます。また、Lenovoからお電話にてお客様のご本人確認をさせていただく場合がございます。ご本人様確認ができるまでの間は、ご注文手続きを保留とさせていただく場合がございます。

(2) 銀行振込による前払いでお支払いいただく場合

お客様のご注文手続き完了後1週間以内に、Lenovoより提示された代金を、Lenovo指定の銀行口座にお振込いただき、Lenovoが入金を確認した時点をもって、ご注文いただいた製品の売買契約が成立します。

なお、振込手数料はお客様負担となります。

(3) 2.5項に従いLenovoが承認設定した与信枠に基づく後払いでお支払いいただく場合

与信の審査後、Lenovoが製品を出荷した時点をもって、ご注文いただいた製品の売買契約が成立します。

2.5 与信枠の承認設定にあたり、お客様は原則として以下の資料をLenovoに提出するものとします。Lenovoは、当該資料等に基づく独自の信用分析と裁量により与信枠の承認設定の可否判断をします。なお、与信枠の承認設定および代金後払いの適用条件は、Lenovoの裁量によるものとし、Lenovoは、いつでも与信枠を変更または取消することができます。

(a) 履歴事項全部証明書

(b) 過去2会計年度における財務諸表（バランスシート、損益勘定）

(c) 今年度の事業計画（可能な場合）

(d) 会社案内パンフレット

2.6 お客様は、Lenovoによる与信枠承認を条件として、代金後払いを選択することができます。

お客様は、Lenovoから請求書を受領した後遅滞なく製品代金を支払うものとします。請求書に記載の支払い日までに製品代金が支払われない場合は滞納となりますのでご注意ください。

- 2.7 お客様が支払いを滞納している場合、Lenovo はお客様に対し以下の措置を講じることができます。
- (a) 遅延利息として滞納代金に対して年 14.6%の遅延利息の賦課
 - (b) 他の支払方法への変更
 - (c) お客様が保有する製品のうち、滞納代金に相当する製品のお客様費用負担（合理的な弁護士費用を含む）による回収
 - (d) 滞納代金完済までお客様の注文履行を拒否すること
 - (e) お客様に対して一切の賠償責任を負うことなく取引契約を解除すること

3. 在庫、出荷情報および納品、受領

- 3.1 Lenovo が提示する製品の在庫情報は、当該在庫数量が確保されていることを Lenovo が約束するものではありません。供給や在庫状況その他の都合により提示された在庫数量が確保されていない場合がございます。予めご了承ください。
- 3.2 注文前および注文後に Lenovo が提示する出荷情報は、その時点での在庫状況等から予測される出荷予定時期であり、この時期に必ず出荷することを Lenovo が約束するものではありません。注文状況、使用部材の供給状況、製造工程上の都合等により出荷時期が遅れる場合や供給が出来ない場合があります。予めご了承ください。
- 3.3 製品の納品先は受取人をその場で確認できる国内の住所に限らせていただきます。
- 3.4 ご注文時に登録された納品先に変更がある場合、転送先によってはお客様に追加の配送料および手数料をお支払いいただくことがあります。
- 3.5 製品によって出荷準備状況に差が生じることがあるため、Lenovo は自らの裁量において製品を複数回に分けて納品することがあります。
- 3.6 製品の納品時に、お客様のご不在等により 1 週間以上連絡がとれない場合、または、お客様が納品場所において製品の受領に応じない場合は、Lenovo からお客様への初回連絡日又は初回発送日から 30 日の経過をもって、お客様が当該製品の所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当該製品を Lenovo にて任意に廃棄、処分等できるものとします。

4. 返品および初期不良交換

- 4.1 お客様の都合による注文のキャンセルまたは製品の返品はできません。但し、注文日より 30 日以内に出荷されない見込となった場合はこの限りではなく、お客様の都合による注文のキャンセルが可能となります。
- 4.2 製品に Lenovo の認める初期不良があった場合、Lenovo は製品交換に応じます。この場合、お客様は、製品到着後 90 日以内に電話または電子メールにて返品事由を Lenovo に連絡し、Lenovo からの指示に従い、返品・交換手続きをするものとします。

5. 所有権および危険負担

- 5.1 製品に関する所有権は、Lenovo がお客様に製品を出荷した時点をもって Lenovo からお客様に移転します。
- 5.2 Lenovo は、製品を出荷するまで、当該製品の滅失破損の危険を負担します。それ以降は、お客様が当該危険を負担します。

6. 保証

製品の保証期間は製品到着から 90 日間となります。

7. 一般条項

- 7.1 Lenovo は、製品を構成する部品の供給状況により、お客様への事前通知なしに、それらを変更する場合がありますが、それは、新たに使用される部品の機能が旧部品と同等以上である場合に限り行われます。かかる変更によりお客様に追加の費用が発生することはなく、また、当該製品に付されている「Lenovo 保証規定」に影響を与えるものではありません。
- 7.2 お客様が、Lenovo の再販業者（リセラー）と競合する形で、割引価格で提供を受けた製品を再販した場合、Lenovo は、合法行為として認められている場合に限り、本規約を終了することができます。

7.3 両当事者間で交換されるすべての情報は非機密扱いとなります。当事者のいずれかが機密情報の交換を要求する場合には、かかる機密情報の交換は、両当事者間で別途機密保持契約書を締結したうえで行われるものとします。

7.4 Lenovo およびその関連会社は、事業を展開する国々において、お客様の連絡先情報やビジネス関連情報（担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレスを含む）を保管、使用、あるいは処理することがあります。かかる情報は、お客様との取引に関連する目的において処理され使用されるものとし、また、この目的のために必要な範囲で Lenovo の請負業者、サプライヤー、業務委託先等（以下総称して「Lenovo 関係者」といいます）が使用する場合は、Lenovo の製品やサービスの販売促進、マーケティング、サポートを行う Lenovo の再販業者に提供される場合があります。Lenovo はまた、法律により要請された場合にはかかる情報を開示する場合があります。

7.5 Lenovo の債務不履行または他の契約上の責任を理由に、Lenovo から損害賠償を受ける権利がお客様に発生する場合があります。そのような事態においては、損害賠償の根拠（契約違反、過失、不実表示、他の契約もしくは不法行為に基づく請求を含む）が何であれ、Lenovo の賠償責任を免責もしくは制限することに対する法律上の制限がある場合はその中で許される限りにおいて、Lenovo の賠償責任は、かかる損害賠償請求の対象となった製品に対してお客様が支払われた代金総額を上限とし、お客様が実際に被った直接の損害額を超えない金銭賠償に限られるものとします。かかる賠償責任の制限は、Lenovo が法的に責任を負う身体傷害（死亡を含む）や不動産ならびに有形動産への損害に対する賠償責任には適用されません。かかる賠償責任の制限はまた、Lenovo 関係者に対しても適用され、当該上限額は、Lenovo および Lenovo 関係者すべてがお客様に対し共同で負う責任の合計限度となります。

7.6 以下に挙げるものについては、その発生可能性について認識していたか否かに関わらず、またかかる事象が契約、不法行為（過失を含む）、もしくはそれ以外の事由を原因として発生したかどうかに関わらず、Lenovo および Lenovo 関係者のいずれも、お客様に対して一切の賠償責任を負わないものとします。

- (a) 第三者からの賠償請求
- (b) データの喪失もしくは損傷
- (c) 特別損害、付随的損害、間接的損害、その他あらゆる経済的結果損害
- (d) 利益や事業、収入、信用、あるいは期待されていた節約機会の喪失

7.7 Lenovo が本規約に従い提供した製品が第三者の特許もしくは著作権を侵害していると第三者より申し立てを受けた場合、Lenovo は自己の費用負担にてかかる申し立てに対してお客様を防御するとともに、裁判所にて最終確定した損害賠償、弁護士費用を支払うものとします。但し、お客様が以下の条件を満たした場合に限りです。

- (a) Lenovo に書面にて遅滞なく当該申し立てについて通知すること
- (b) Lenovo に当該申し立てに対する防御および和解交渉の決定権を付与するとともに、Lenovo の必要とする協力を適宜提供すること

このような申し立てが提起された場合、あるいはなされる可能性がある場合には、お客様は、製品の継続使用もしくは改変、または機能的に同等な製品との交換等の代替措置を行う権限を Lenovo に与えることに予め合意するものとします。さらに Lenovo が、これらの代替措置のどれも合理的に行うことができないと判断した場合、お客様は、Lenovo からの要請に従い、当該製品を Lenovo に返却することに予め合意するものとし、この場合、Lenovo は、当該製品の支払済代金額を返金または次回請求時に相殺するものとします。

ただし、Lenovo は、以下に挙げる事由による申し立てに関しては、一切の責任を負いません。

- (a) お客様が独自に用意した機材に製品を組み込むなど、第三者の機材と製品とを組み合わせることによる侵害
- (b) お客様による製品の変更に起因する侵害
- (c) お客様指示による仕様もしくは要件に Lenovo が準拠したことによる侵害

7.8 いずれの当事者も、他方の書面による事前の同意なしに、全体であれ一部であれ、本規約に含まれる権利や義務を譲渡することはできないものとします。いかなる譲渡の試みも無効となります。ただし、当事者のいずれも、かかる同意を非合理的に留保することはできないものとします。各当事者のそれぞれが所属する企業グループ内、または合併・買収により誕生した後継組織体に対しての、本規約の譲渡の場合は、他方の当事者の同意を必要としないものとします。また、Lenovo は、お客様の同意を得ずに、本規約に基づきお客様から支払いを受ける権利を第三者に譲渡することが認められているものとします。

7.9 いずれの当事者も、現在および将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」とします）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い、または不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員ではないことを表明し、保証するものとします。お客様が本項の規定に違反していることが判明した場合、お客様に対して一切の賠償責任を負うことなく、Lenovo は本規約に基づく契約を終了することができます。

7.10 本規約に基づく契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。お客様とLenovo との間での紛争が生じた場合、訴額に応じ東京地方裁判所又は東京簡裁裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

特定商取引法に基づく表記（レノボ・パーツ販売）

販売事業者名	レノボ・ジャパン合同会社
運営責任者	代表取締役社長 檜山 太郎
所在地	〒101-0021 東京都千代田区外神田四丁目 14 番 1 号 秋葉原 UDX
電話番号	0120-000-817 または 0570-022-205
販売価格	商品毎に消費税込みの価格をご案内しています。
送料	お客様にご負担いただきます。ご注文毎に消費税込みの送料をご案内しています。
支払方法	前払い 銀行振込またはクレジットカードからご選択いただけます。 法人向け後払い 銀行振込
商品の引渡時期	通常、ご入金・ご決済日から 1 週間程度で出荷いたします。注文状況、使用部材の供給状況、製造工程上の都合等により遅れが生じる場合がありますのでご了承ください。
返品	お客様の都合による注文のキャンセルまたは返品はできません。但し、注文日より 30 日以内に出荷されない見込となった場合はこの限りではありません *詳しくは「レノボ・パーツ販売規約」をご参照ください。

以上